

(地方自治法の一部改正)
第四十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の項第一号中「第五十五条の二」を「第五項並びに第五十五条の二」に改め、同項第二号中「」及び第五十五条第二項を「」並びに第五十四條の二第五項及び第五十五条第二項」に、第五十四條の二第四項及び第五十五條第二項を第五十四條の二第四項及び第五項並びに第五十五條第二項」に、第五十五條の二を「第五項並びに第五十五條の二」に改め、同表歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の項及び歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)の項を削る。

(地域保健法の一部改正)
第四十五条 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

第四十六条 地域保健法の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第四十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十号に次の一号を加える。
三十一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費(死体解剖保存法の一部改正)

第四十八条 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「若しくは特定機能病院」を「特定機能病院若しくは臨床研究中核病院」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第四十九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)
第五十条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号口中「居室サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、介護予通所介護若しくは」を削り、又は介護予防認知症対応型通所介護」を「介護予防認知症対応型通所介護」に改め、対する地域密着型介護予防サービス」の下に「又は同法第一百五十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十條の二に規定する厚生労働省令で定めるもの」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第五十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第五百五十五条第一項第一号(国保連合会の業務)」に掲げる」を「第五百五十五条第一項(国保連合会の業務)」の規定による」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第五十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一 第三十二号(イ③)中「義肢装具士又は歯科技工士」を「又は義肢装具士」に改め、同号(イ)の次に次のように加える。

(十の二) 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)

による歯科技工士名簿にする登録

イ 歯科技工士法第六条第一項(登録)の歯科技工士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

別表第三の二十四の項の第三欄の第二号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第五十三条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第六項中「及び第七号」を削り、並びに」を「及び」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法及び独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)
第五十四条 次に掲げる法律の規定中「介護予防サービス事業(同条第四項)」を「介護予防サービス事業(同条第三項)」に改める。

一 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第二項第四号の二

二 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二条第一項第三号

(地価税法等の一部改正)
第五十五条 次に掲げる法律の規定中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

一 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第一第五号

二 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第三条

三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第四十八条第二項

(介護保険法施行法の一部改正)
第五十六条 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)
第五十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第七条の見出し中「給付」を「給付等」に改め、同条中「基づく給付」の下に「又は事業」を加え、受ける」を「受け、又は利用する」に改め、定める給付」の下に「又は事業」を加える。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)
第五十九条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、同条第二十六項を同条第二十七項」に、同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号中「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業」を「同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業」に、同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)
第六十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

(介護予防サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十一条 介護予防サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。